

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		施業実施協定の認可			
根拠法令及び条項		森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 11 の 8 第 1 項			
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—			
	基 準	・森林法第 10 条の 11 の 11 第 1 項各号に掲げる認可基準のすべてに該当すること			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 3 月 7 日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日程度 (注: 休日は含まない。)			
	内 訳	経由機関	日 (機関名	)	
		協議機関	日 (機関名	)	
		処分機関	日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 3 月 7 日	
備 考					